

～会員ならびに地域企業、地域にお住いの皆様へ～

# 寄附金のご協力をお願い

寄附金は個人・法人を問わず、どなたでもしていただけます

■ 寄附金は京橋法人会の公益目的事業等に使用させていただきます

- 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
- 地域企業の健全な発展を目的とする事業
- 地域社会への貢献を目的とする事業



租税教室



文化芸能公演会「ぎんざ寄席」



■ 京橋法人会への寄附金は税制上の優遇措置が受けられます

- 個人の方のご寄附の場合は所得控除又は税額控除が、法人企業のご寄附は、通常の一般寄附金とは別枠として損金算入が認められます。

## 公益社団法人 京橋法人会

### 「公益目的事業のための寄附金」ご協力をお願い

平素より当会事業に深いご理解と多大なるご協力を賜り誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて京橋法人会は、平成25年4月1日に公益社団法人に移行し、税務知識の普及、地域企業の発展、地域社会への貢献を柱とした公益目的事業を展開しています。

今後これらの事業をさらに充実、拡大を図るためには、多くの皆様のご支援・ご協力が必要となってまいりました。

皆様におかれましては、本会の事業活動にご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

皆様からいただく寄附金につきましては、本会の「公益目的事業等」に充当させていただき、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

令和2年2月

公益社団法人 京橋法人会  
会長 松崎 宗仁

【寄附金の名称】 「公益目的事業のための寄附金」（一般寄附金）

【寄附金お申込み】 ご面倒ですが裏面の「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、京橋法人会事務局まで郵送又はファックスでお送りください。※ご寄附は、1口 1万円（1口以上）とさせていただきます。

【受領証明書の送付】 寄附金が入金されたことを確認した後「寄附金受領証明書」（領収書）を郵送いたします。本寄附金は、寄附金控除の対象となりますので、確定申告時まで大切に保管してください。

【税法上の優遇措置】 寄附金は「特定公益増進法人に対する寄附金」として取り扱われます。（所得税法第78条及び法人税法第37条第4項）

※ 本会は東京都より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

## 京橋法人会 一般寄附金申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 京橋法人会  
会長 松崎 宗仁 様

次の額の寄附金を申し込みます。

寄附金額 ..... 口 ..... 円 《1口 1万円（1口以上）》

◎【個人のお申込み】・【法人のお申込み】 いずれかにご記入願います。

個人	フリガナ お名前	
	ご住所	〒
	電話番号	
法人	フリガナ 法人名	
	代表者名	
	担当者名	(役職) (お名前)
	電話番号	
	ご住所	〒

※ 個人情報公開について下記のいずれかを○でお困みください。取得した個人情報は、当会機関誌『法人きょうばし』で紹介し顕彰させていただきます。(法人の場合は法人名の紹介とさせていただきます)

■氏名の公開を希望 (する・しない) \*未記入の場合は非公開とさせていただきます

【振込予定日 令和 年 月 日】

振込先	金融機関名	三菱UFJ銀行 新富町支店
	<input type="checkbox"/> 座番号	当座預金 221354
	<input type="checkbox"/> 座名	公益社団法人 京橋法人会

※誠に恐縮ですが、振込手数料はご負担願います。

◎ 申込書は、郵送又はFAXによりご送付をお願い申し上げます。

■郵送先 〒104-0043 東京都中央区湊1-13-1 公益社団法人 京橋法人会 事務局 行

■お問合せ TEL 03-3523-2030

----- (事務局記入欄) -----

(受領) 令和 年 月 日	(備考)
(領収書) No.	(領収書発行) 令和 年 月 日